

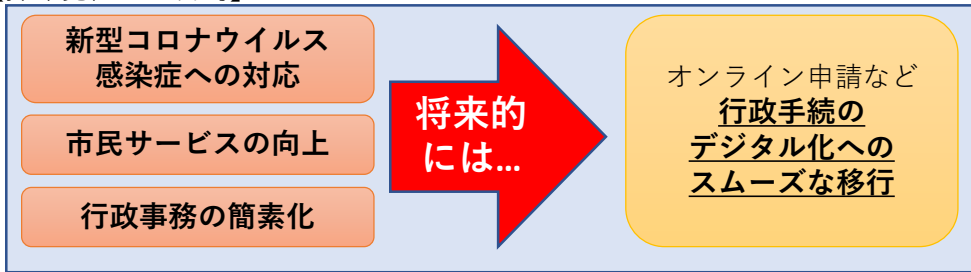
登別市における押印見直しの取組について（令和3年3月）

登別市では、市民サービスの向上と行政事務の簡素化を図るため、市民や事業者、団体等から提出される行政手続書類の押印見直しを行い、約1700種類の書類の押印について、令和3年4月以降順次、押印を廃止（押印の義務付けの廃止）することとしました。また、庁内の内部事務に関する各種様式についても全体の約85%の書類について押印廃止とします。

【見直しの背景】

国は新型コロナウイルスの感染拡大への対応として、可能な限り人と人との接触を減少させることを目的に、法令や国の通知等による押印の見直しを進めるとともに、令和2年12月には「地方公共団体における押印見直しマニュアル」を作成し、自治体にも押印の見直しに取り組むよう要請しました。登別市では、こうした国の動きや、都道府県、先進自治体の事例を参考に押印見直しの検討を進めてきました。

【押印見直しの目的】



【検討の経過】

令和2年7月	「地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（総務省）
令和2年10月	押印の現状把握のため全庁照会①
令和2年12月	「地方公共団体における押印見直しマニュアル」（内閣府）
令和2年12月	押印見直し検討のための全庁照会②
令和3年2月	例規等の見直しに向けた全庁照会③
令和3年3月	例規等の改正、申請書等の見直し、市民周知
令和3年4月～	順次、押印の廃止（押印の義務付け廃止）

【見直しの結果】

行政手続

市民や事業者、団体等から提出される申請書や届出書など約2200種類の行政手続書類のうち、「市の規則等で認印による押印を求めている書類」「慣例で押印を求めている書類」など約1700種類について、**令和3年4月1日以降順次、押印の義務付けを廃止します。**これまで押印を求めていなかった約300種類の書類とあわせると、**約93%の書類が「ハンコレス」となります。**

(注1) 登記印・登録印の押印を求めている場合や、国・北海道などの規定により引き続き押印が必要な場合など、一部の手続では押印が必要な場合もあります。詳しくは別添の「行政手続における押印廃止一覧」をご参照いただくか、行政経営グループまたは各手続の担当グループ等にお問い合わせください。

(注2) 4月以降も、申請書等に「@」と記載した様式を使用する場合がありますが、その場合でも押印は不要です。また、押印をしていただいた場合についても、正式な書類として受理します。

内部手続

庁内の内部事務についても全体の約85%の書類について押印廃止とします。また令和3年10月を目途に内部決裁の押印も廃止とする予定です。これらの取組により庁内事務についても「ハンコレス」100%を目指します。

請求書の押印廃止

事業者等が市に提出する請求書についても、押印の義務付けが廃止となるため、押印のない請求書も受理します。ただし、電話等による確認をさせていただく場合があります。

今後の進め方

今回、押印の見直しができなかった手続等についても、国や北海道、他自治体の動向に注視しながら、引き続き、押印見直しの検討を行います。また、市の公印等のあり方についても今後、検討を進めます。

【押印見直しの状況】 ※令和3年3月時点

手続の種類	現状における押印の有無	押印見直しの検討結果	件数	押印廃止の達成率	今後の進め方
行政手続	なし	-	298	92.5%	令和3年4月以降順次、押印廃止 引き続き、押印見直しの検討
	有	廃止 存続	1,713 163		
内部事務	なし	-	171	72.2% (84.6%)	令和3年4月以降順次、押印廃止 引き続き、押印見直しの検討
	有	廃止※ 存続※	401 220		

※内部事務について押印廃止不可としているもののうち116件は他団体要綱等の規定により押印を要しているものであり、現時点で押印見直しの方向性が不明なものである。達成率欄の括弧内の数値は、これらを除外して計算した割合であり、実質的な押印見直しの達成率とみなします。